

武蔵野市図書館運営委員会報告書
武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告書

武蔵野市図書館運営委員会
武蔵野市図書館運営委員会選書部会

平成 18 年 5 月

武蔵野市教育委員会
教育長 山 上 美 弘 殿

「武蔵野市図書館運営委員会」は、平成 16 年 6 月 2 日に教育長の委嘱を受けて発足しました。以降 9 回の会議及び、10 回開催した選書部会で、およそ 2 年間にわたり討議を重ねて来ました。その成果としての報告書をまとめましたので提出します。

平成 18 年 5 月 24 日

武蔵野市図書館運営委員会

委員長	山本真鳥
副委員長	山本ふみこ
委員	赤星昌子
委員	荒木俊夫
委員	池田 泰
委員	石田和以
委員	河北祐子
委員	毛利和弘
委員	山本輝子

武蔵野市図書館運営委員会選書部会

部会長	毛利和弘
委員	赤星昌子
委員	池田 泰
委員	石田和以
委員	山本輝子
委員	村田良平
委員	加藤純子

目 次

○ 武蔵野市図書館運営委員会報告	1
○ 武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告	7
○ 資料	11

武蔵野市図書館運営委員会報告

1 はじめに

現在、武蔵野市立図書館は、蔵書数 60 万冊を超え、年間貸出冊数も 133 万 3 千冊(どちらも視聴覚資料を除く)となっている。また、平成 17 年 7 月図書館電算システムを入れ替え、利用者自身で資料の貸出予約ができるようになったが、利用者の図書館に対する要望は、情報化をはじめとして多様かつ、高度になっている。こうした中で、武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい、特色ある図書館づくりを行うため、平成 16 年 6 月に学識経験者と市民公募の委員あわせて 10 名で構成される、第 2 期武蔵野市図書館運営委員会が設置された(平成 18 年 5 月現在 9 名)。本委員会では、第 1 期委員会のあとをうけ、(1)図書館サービスに関する事、(2)施設、閲覧環境等に関する事、(3)その他図書館の充実に関する事、について討議を重ねた。また、農林水産省食糧倉庫跡地に建設が予定されている新公共施設「武蔵野プレイス(仮称)」の基本設計(案)についても企画調整課より説明を受け、意見を述べてきた。なお、図書館資料の収集方針、蔵書構成に関する事、及びその他選書に関する事については、委員会の中に選書部会を設置し、協議を行ってきた。

2 個別テーマ

○運営委員会の公開の有無について

第 1 回運営委員会(平成 16 年 6 月 2 日)で、運営委員会の議事要録をインターネット上で公開することが決まった。その後第 4 回運営委員会(平成 17 年 3 月 28 日)で議事そのものも公開することとなった。傍聴希望者には住所・氏名を明らかにしてもらい、委員長が許可を与えた上で傍聴できるようにした。この運営委員会では傍聴の実績がなかったが、次期委員会では積極的な公開が望まれる。なお、選書部会については、運営委員会を公開としたこと、選書の方向性を決める選書部会は、個別の出版社名、書籍名などを出すこと、により非公開とした(平成 17 年 5 月 9 日第 6 回選書部会)。

○レファレンスの充実について

せっかく積み上げた担当者のキャリアが、人事異動で無になるのは惜しい。人材の有効活用のため、レファレンス^(*)業務の特殊性を考慮した人事政策を望む。

一方、特定の職員に頼るだけでなく、レファレンスのマニュアル化、ツールの作成により、能力・経験等による職員の個人差を平準化する努力も必要である。

レファレンスと貸出を分けるなど利用者が聞きやすい環境づくりを心がけてほしい。また、レファレンスについて学校等でPRすることも検討されたい。

セカンドスクール及びプレセカンドスクール用のレファレンスは、資料の収集が進められているが、より一層の充実が望まれる。

データベースソフトを活用することも有効である。

レファレンス^(*)…参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答するなど、利用者と資料とを結びつける業務。

○インターネットによるデータベース利用について

現在、各館に1台ずつ配置されているパソコンの台数を増やし、よりよく活用されるようにしてほしい。

○本の盗難への対応について

第1期委員会の報告にある、持ち出し防止のためのBDS^(*)(ブック・ディテクション・システム)やICチップの導入等により、本の盗難へ対応すべきである。既にその必要性について前期委員会から報告が出ており、重ねて強く要望する。

BDS^(*)…図書館から図書館資料を借り出すとき、手続をしないで持ち出そうとすると、出口のゲートのところでチャイムが鳴り、警告を発する仕組み。

○館外のブックポストについて

駅やコンビニエンスストアなどにブックポストがあると、忙しい人や来館が困難な人には大変具合がよい。セキュリティ上の問題があることはわかっているが、交番の隣に置くとか、中身が見える素材で作るなどの方法で、問題点をクリアして、できるだけ実現の方向で調査・研究を行っていただきたい。

○ 指定管理者制度の導入について

（仮称）武蔵野プレイス基本設計概要版において、武蔵野プレイスだけでなく他の2館についても漸次指定管理者制度^{（＊）}に移行していくという記述があるが、他館の指定管理者制度導入に関しては、別途しかるべき検討を行っていただきたい。

指定管理者制度^{（＊）}…平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営を公共団体、公共的団体等に限っていた従来の「管理委託制度」に代わり新設された制度（同法第244条の2第3項）。管理委託制度では、施設の設置者である自治体にあった施設の管理権限及び責任を、この制度では指定管理者に委託し、行わせるものである。また、指定の対象に特別な制約はなく、営利を目的とする民間事業者への委託も可能となる。

○ 来館が困難な市民へのサービスについて

障害者・高齢者・入院患者等へのサービスのあり方を検討することは課題である。

○ 武蔵野プレイス（仮称）で運営される図書館機能について

1 市立図書館としての位置づけ

武蔵野プレイス（仮称）だけ突出し、市立図書館として異質のものにするのではなく、図書館3館のバランスを考えた上で、運営委員会で指摘した図書館の課題を踏まえたものを作ってもらいたい。

2 運営方法・運営主体について

指定管理者制度の成否は、制度自体より中身が問題となる。どれだけの専門家を配置するか、どの部分の運営を任せるかにかかっている。

武蔵野スポーツ振興事業団を指定管理者にするのであれば、事業団の中にマネジメントに長けた人材が必要になる。優秀な図書館長を擁するか否かが、重要なポイントとなるであろう。

指定管理者が導入されてサービスが低下するような事態は避けるべきだ。また、運営委員会のような市民と対話する仕組みが引き続き必要である。

3 施設・設備の機能・デザイン

防犯対策・安全対策についてしっかりと配慮したものにしてもらいたい。ブラウジング^(*)を重視すること自体は良いが、一方でこれに伴うリスクを考え安全面での配慮を望む。

デザインを重視するばかりでなく、使いやすさ・機能性を重視し、資料を探すのは検索だけでなく、実際に見て回ることも重要なので、資料はいくつかのフロアにまとめておくのが良い。多層のフロアに資料が分散するのは望ましくない。

太陽光発電や地熱利用など施設設備の環境配慮が、来館者に対するアピールになり、市民が環境意識を高めることにつながるであろう。

施設周囲の公園部分は、自然に手を加えず、そのままだがよい。生態を学ぶことができ、環境に重点を置く施設にふさわしい。

ブラウジング^(*)...「拾い読みする、品物をぶらぶら見て歩く」という意味。農林省跡地利用施設建設基本計画策定委員会最終報告書(平成17年3月)では、「ブラウジング」を「館内をぶらぶら歩きまわることにより、新たな情報を得ていくという行動」という意味で使用している。

4 設備・サービスについて

これから増えていく高齢者に対しては、ハード面だけでなく、ITやカタカナ表記が苦手な利用者が多いことも念頭に、ソフト面・サービス内容でも配慮を望む。

パソコンやデータベースの活用は必須であり、パソコン設置スペースや十分な電力供給量を確保することが重要だ。雑誌のペーパーレス化に対応した、電子ジャーナル等の購入も必要になる。また、レファレンスに、英語で対応できる司書を配置するなど外国人利用者への配慮もすべきである。

車椅子を使用する人のための安全性(非常口等)をしっかりと確認していただきたい。

5 児童及びその保護者への配慮

児童書なども、多言語でそろえられると良い。市内にもアジア諸国出身の親を持つ子どもが多いので、親の祖国の文化を知るという意味からも望ましい。

託児機能を充実させ、子育て中の利用者の支援に配慮されたい。

学校に限らず、家庭、地域にも居場所がない子どもはかなりいる。そういった子どもたちが気持ちよく来館できるような施設が望ましい。

6 これらの提言について

これら提言については、武蔵野プレイス（仮称）のみならず、図書館全体に向けられたものも含まれているので、検討をお願いしたい。

用語の説明に「最新図書館用語大辞典」（柏書房）を参考にしました。

武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告

選書部会報告

〔選書部会の目的と討議経過〕

選書部会は武蔵野市図書館運営委員会の下部組織として平成 14 年 6 月 18 日に第 1 期が発足、同部会設置要綱に基づいて資料収集方針、蔵書構成その他図書館の選書一般の改善に関することを目的に討議を行うものである。第 1 期選書部会は、平成 16 年 1 月 28 日に報告を取りまとめて運営委員会に提出した。これについては「武蔵野市図書館運営委員会選書部会報告 平成 16 年 1 月」を参照されたい。第 2 期選書部会は、平成 16 年 7 月 26 日に発足し、特色ある蔵書構成や第 1 期選書部会で討議しきれなかった課題を中心に、10 回の討議を行った。

なお、部会は設置要綱によって新刊図書及び蔵書を討議対象に限定されており、図書館としてのそれ以外の市民サービス全般には及んでいないことを付言する。

〔提言〕

・地域資料について（武蔵野文庫については に記す）

郷土資料や行政資料は公共図書館が責任を持って収集・保存すべき資料である。武蔵野市らしい特色ある収集を行い、収集した郷土資料は、展示方法を工夫する等、利用者への PR をしていくことが望ましい。また、子ども向きの郷土資料や姉妹友好都市の資料もあわせて積極的に収集することが必要である。

・武蔵野文庫について

貴重な資料の多い武蔵野文庫は、武蔵野市の図書館の特色となるものである。永久に保存するためにも 24 時間体制の空調等の管理が望ましい。また、今後の課題として貴重な資料のデジタル化保存も視野に入れるべきである。コレクションとして完結しているということだが、追加していくことを検討することが望ましい。また、図書館自体の評価の向上のためにも展示会等を行うことで「武蔵野文庫」の存在を外部にアピールすることを検討するべきである。「武蔵野文庫」の整理作業については、丁寧な作業が望まれる。内容の調査は大変難しいので専門家への依頼が望ましい。

・視聴覚資料について

図書費の予算に比べ視聴覚資料の予算配分が少ないが、図書館は本だけでなく様々な形態の資料も必要である。購入する資料は、今後拡大するメディアであろう DVD を、貸出することも視野に入れて収集すべきである。また、現在は、幅広いジャンルを収集しているが、既存のレンタル店と競合しない、図書館ならではの教養的な資料を積極的に収集するなどの方針が望まれる。

・雑誌について

発行部数を参考にするなど社会の動きを取り入れた選書が必要である。

・新聞について

高価な新聞も多くとっている。新聞はデータ管理していないため利用の有無の判別が難しいようだが、IC チップを導入するなどして、利用状況を調べることも将来的に検討すべきである。平成 17 年 6 月よりオンラインデータベースが導入されたが、これは省スペース化と利用の多い新聞への対策となるので、今後は利用できる端末を増やしていくのが望ましい。また、武蔵野版は貴重な郷土資料ともなるので、CD-ROM にするなどデジタル化することでパソコンでの閲覧ができるようになることが望ましい。（平成 17 年度より予算措置された）縮刷版については、索引と同じ場所にあることが望ましい。（平成 17 年 5 月より実施された）

・その他

- ・ 市内 3 館（中央・西部・吉祥寺）毎の蔵書構成の個性化が望まれる。
- ・ 地図、資格試験、医学、栄養学などは、常に新しい資料が必要である。毎年出版されるもの、改訂版がでたものは速やかに買替することが望ましい。
- ・ 子ども向けの武蔵野市史の作成に今後も努力して欲しい。

〔不明本、買替え補充〕

選書部会の討議対象とは直接ならないが、討議の過程で貸出未返却、盗難などによる不明本の存在について再三、問題提起があったので特記する。職員の巡回などにより、蔵書点検不明数は減っているとのことだが、根本的な解決にはならない。また不明資料を定期的に見替えて補充しているとのことだが、不明資料は図書館の蔵書構成に大きな影響をあたえ、図書館機能がはたせなくなる恐れがあ

る。膨大な費用が必要だが IC チップの導入と盗難防止装置の設置を希望する。

〔残された課題〕

第 2 期の選書部会は、第 1 期の未検討課題を中心に討議してきた。市内 3 館毎に特色ある蔵書構成を持たせることを提言し、中央は「郷土資料」、吉祥寺はビジネス支援の拠点として「ビジネス関係」、西部は新公共施設として「芸術」や「環境」という案はでたが、結論まではいたらなかった。また、高齢者や障害者に向けた図書や外国語図書（英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語・韓国語等多様な言語に対応できるような収集）については、討議できなかった。これらの点については討議を続けるべきであろう。

資 料

- 1 武蔵野市図書館運営委員会名簿
- 2 武蔵野市図書館運営委員会選書部会名簿
- 3 武蔵野市図書館運営委員会会議経過
- 4 武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過
- 5 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
- 6 武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

1 武蔵野市図書館運営委員会名簿

氏 名	任 期	職 名
赤星昌子	平成16年 6 月 2 日～平成18年 6 月 1 日	公募委員
荒木俊夫	〃	武蔵野市立井之頭小学校長
池田 泰	〃	武蔵野市図書交流センター運営委員
石田和以	〃	公募委員
河北祐子	〃	武蔵野市国際交流協会日本語交流員
宮部博史	平成16年 6 月 2 日～平成16年 7 月27日	NTTサテライトインテグレーション基盤研究所長
毛利和弘	平成16年 6 月 2 日～平成18年 6 月 1 日	亜細亜大学学術情報部学術情報課参事
山本輝子	〃	公募委員
山本ふみこ	〃	エッセイスト
山本真鳥	〃	法政大学経済学部教授

2 武蔵野市図書館運営委員会選書部会名簿

氏 名		委嘱・任命期間	備 考
委嘱委員	赤星昌子	平成16年 6 月21日～平成18年 6 月 1 日	公募委員
	池田 泰	〃	武蔵野市図書交流センター運営委員
	石田和以	〃	公募委員
	毛利和弘	〃	亜細亜大学学術情報部学術情報課参事
	山本輝子	〃	公募委員
任命委員	米山トシ子	平成16年 6 月21日～平成17年 3 月31日	図書館員
	丸本真澄	〃	図書館員
	村田良平	平成17年 4 月 1 日～平成18年 6 月 1 日	図書館員
	加藤純子	平成17年 4 月 1 日～平成18年 4 月 5 日	図書館員

3 武蔵野市図書館運営委員会会議経過

回	開催日	主な議題内容
第1回	平成16年6月2日	委員長の互選 今後の運営について
第2回	9月27日	専門家講演会 武蔵野市立図書館の運営について
第3回	12月6日	武蔵野市立図書館の運営について
第4回	平成17年3月27日	武蔵野市立図書館の運営について
第5回	6月13日	武蔵野市立図書館の運営について
第6回	10月3日	専門家講演会 武蔵野市立図書館の運営について
第7回	12月12日	武蔵野市立図書館の運営について
第8回	平成18年3月13日	運営委員会報告について
第9回	4月24日	運営委員会報告について

4 武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過

回	開催日	主な議題内容
第1回	平成16年7月26日	委員長の互選 今後の運営について
第2回	9月21日	武蔵野市立図書館の選書について
第3回	11月29日	武蔵野市立図書館の選書について
第4回	平成17年1月31日	武蔵野市立図書館の選書について
第5回	3月14日	武蔵野市立図書館の選書について
第6回	5月9日	武蔵野市立図書館の選書について
第7回	9月26日	武蔵野市立図書館の選書について
第8回	11月21日	武蔵野市立図書館の選書について
第9回	平成18年1月30日	選書部会報告について
第10回	3月6日	選書部会報告について

5 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
- (2) 図書館主催事業に関すること。
- (3) 施設、閲覧環境等に関すること。
- (4) その他図書館の充実に関すること。

2 委員会に選書部会を設置し、所管事項について協議する。

3 選書部会の設置については、別に教育長が定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

6 武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

(設置)

第1条 市民の多様な知的欲求に的確に応えるため、武蔵野市図書館運営委員会設置要綱(平成14年4月1日施行)第2条第2項の規定に基づき、選書部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 資料収集方針、蔵書構成等に関する事。
- (2) 武蔵野市立図書館として収集すべき資料の推薦に関する事。
- (3) リクエスト資料購入の是非に関する事。
- (4) その他図書館資料の選書に関する事。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 武蔵野市図書館運営委員会委員 5人以内
- (2) 図書館職員 2人以内

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。